

## 市第 162 号議案関連資料

## 横浜市震災対策条例の全部改正について

**1 趣旨**

東日本大震災の教訓や課題を踏まえ、新たに自助・共助・公助の考え方に基づく震災対策の基本理念や、大規模地震発生時に、本市に大きな被害が予測される火災や津波などへの個別の対策を定める必要が生じました。

これらの個別対策を進めるうえで、市、市民及び事業者等が、震災対策を推進し、またそれに取り組む努力を促すことが必要であるため、その法的根拠となる本条例を全部改正します。

**2 制定経緯等**

震災対策条例は、平成 7 年に発生した阪神淡路大震災を契機として、それまで制定していた「横浜市地震対策条例(昭和 50 年 3 月制定)」を廃止し、平成 10 年 2 月 25 日に制定されました。

震災対策条例の目的は、震災対策における市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、震災の予防や震災が発生した場合の措置等について定め、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することとなっています。

**【制定経緯】**

昭和 50 年 3 月	「横浜市地震対策条例」制定
平成 7 年 1 月	阪神淡路大震災発生
平成 9 年 3 月	「横浜市防災計画（震災対策編）」修正
平成 10 年 2 月	「横浜市地震対策条例」廃止、「横浜市震災対策条例」制定
平成 23 年 3 月	東日本大震災発生
平成 24 年 3 月	「横浜市防災計画（震災対策編）」一次修正

※「横浜市震災対策条例」制定以降、初めての改正となります。

**3 改正概要**（※詳細別紙「条例改正案・現行条例対照表」参照）**(1) 条文数の変更等****ア 条文数**

現行 全 32 条→改正案 全 37 条（5 条増）

**イ 新設した条文**

計 9 条新設（改正案第 3、18、19、20、21、22、31、34、35 条を新設）

**ウ 削除した条文**

計 4 条削除（現行第 7、9、20、29 条を削除）

**エ 改正した条文**

計 25 条（現行第 1、2、3、4、5、6、8、10、11、12、13、14、16、17、18、19、21、22、23、24、25、26、27、28、31 条を改正）

## (2) 主な改正内容

### 改正案第1条 目的（改正）

- 市民の生命、身体及び財産の安全を守るため、震災対策の基本理念や復旧対策、復興対策についても定めることを新たに規定します。

### 改正案第2条 定義（改正）

- 一般的に使用されている用語であっても法律等で明確に定義されていない用語（「震災」、「震災対策」）や、本市として考え方や特性を明確にしておくべき用語（「自主防災組織」、「地域防災拠点」）について定義します。

### 改正案第3条 基本理念等（新設）

- 市、市民及び事業者は、自助、共助及び公助の考え方にに基づき、それぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図ることを基本理念として震災対策に取り組むことを新たに規定します。
- 市は、市民及び事業者の自助・共助の意識を高め、震災に強い人と地域をつくるため、市民憲章を制定することを新たに規定します。

### 改正案第5条 横浜市防災計画の実施（改正）

- 市は、横浜市防災計画の中に、減災や早期の復旧復興に関する目標を設定し、その取り組みを推進することを新たに規定します。

### 改正案第12条 災害時要援護者対策（改正）

- 市は、災害時要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動に必要な体制を整備し、市民や地域の自主的な支え合いの取組を支援するほか、自主防災組織等に対し、あらかじめ災害時要援護者に係る個人情報を提供できることを新たに規定します。

### 改正案第17条 応急的な医療を提供することができる体制の整備等（改正）

- 市は、震災に備えて、応急的な医療を提供することができる体制を整備するほか、平素から医薬品や医療用資器材の備蓄や、県及び医療関係団体等との連携に努めることを新たに規定します。

### 改正案第18条 液状化対策（新設）

- 地盤の液状化の可能性が高いと予測される土地の所有者等は、その土地に対し液状化対策を講ずるよう努めることを新たに規定します。
- 市は、地盤の液状化の可能性が高いと予測される土地の所有者等が液状化対策を講ずることができるよう、液状化の可能性が高いと予測される地域を周知することを新たに規定します。

#### 改正案第 19 条 崖防災対策（新設）

- 崖の所有者等は、震災の発生に備えて、崖の防災対策に努めることを新たに規定します。
- 市は、崖の所有者等による崖の防災対策が進むよう、工事の補助制度運営等を実施し、崖の防災対策を推進することを新たに規定します。

#### 改正案第 20 条 津波避難対策（新設）

- 市は、市民が自ら津波からの避難ができるように、津波からの避難対策を推進することを新たに規定します。
- 市民は、自らの判断で津波から避難できるように、津波避難に関する知識の習得や、避難経路・避難場所の確認に努めることを新たに規定します。
- 津波による浸水が予測される地域周辺の事業者は、津波警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育や避難場所の確保等を図るとともに事業所周辺の避難者の受入に努めることを新たに規定します。

#### 改正案第 21 条 帰宅困難者対策（新設）

- 市は、帰宅困難者の発生による混乱や事故の発生等を防止するため、従業員等の一斉帰宅の抑制や帰宅困難者に対する支援を推進することを新たに規定します。
- 市民は、むやみに移動を開始しないよう努めることや、市や事業者が行う帰宅困難者対策への協力に努めることを新たに規定します。
- 事業者は、事業所の耐震化や従業員用の備蓄などを実施し、従業員等の一斉帰宅の抑制に努めることや帰宅困難者の受入に努めることを新たに規定します。

#### 改正案第 22 条 地震による火災への対策（新設）

- 市は、地震により発生した火災による被害の拡大を防止するため、主要な道路の周辺等において建築物等の不燃化の促進に努めることを新たに規定します。
- 市は、地震による火災の被害の拡大を防止するため、市民や事業者に対し、出火防止・初期消火に関する訓練等を提供することを新たに規定します。
- 市民・事業者は出火防止・初期消火に関する知識・技術を修得し、地震による火災の発生や延焼防止に努めることを新たに規定します。

#### 改正案第31条 空地等の把握及び使用（新設）

- 市は、平素から災害廃棄物の仮置きや応急仮設住宅の建設用地に使用可能な空地等の所在を把握するよう努めることを新たに規定します。
- 空地等の所有者等は、震災が発生した場合、空地等の提供に協力するよう努めることを新たに規定します。

#### 改正案第34条 復旧対策（新設）

- 市、道路管理者、ライフライン事業者は、相互に連携し、協力して早期に社会基盤の復旧を図ることを新たに規定します。
- 事業者は市民生活の安定や地域経済の復興のため、早期の施設復旧や、事業再開に努めることを新たに規定します。

#### 改正案第35条 復興対策（新設）

- 市は、震災発生後、早期に市民生活・地域経済の再生や、より安全性の高い「都市」を構築する「復興」を実現するため、国、県、防災関係機関と連携した取組を推進することや市民及び事業者による復興を支援することを新たに規定します。
- 市民や事業者がそれぞれの立場で復興に取り組むことを新たに規定します。

### (3) 削除した条文

#### 現行第7条 防災訓練等の参加等

- 市民が防災訓練等に参加し、習得した知識、技能等を震災時に発揮できるようにすることは、被害の軽減のために重要であることから、市民の責務のひとつとして、現行第6条「市民の基本的責務」に統合し、改正案第7条「市民の基本的責務」として整理します。

#### 現行第9条 防災訓練等の参加の機会の提供

- 事業者が従業員等に防災訓練等に参加できる機会を提供するよう努めなければならないことを規定していますが、事業所などにおける被害の軽減のため重要であることから、事業者の責務のひとつとして、現行第8条「事業者の基本的責務」に統合し、改正案第8条「事業者の基本的責務」として整理します。

#### 現行第 20 条 不燃化の促進

- 市が主要な道路の周辺等の建築物等の不燃化の促進に努めることに加え、市民や事業者に出火防止・初期消火に関する訓練等を提供することや市民・事業者が出火防止・初期消火に努めることを新たに規定し、改正案第 22 条「地震による火災への対策」として整理します。

#### 現行第 29 条 応急危険度判定の実施

- 応急危険度判定は、神奈川県被災建築物応急危険度判定要綱において、防災計画に規定し実施することになっており、本市の防災計画に既に規定されていることから、条例からは削除します。

## **4 条例の施行予定**

議決後、横浜市防災計画「震災対策編」の運用開始（25 年 4 月）に合わせ、25 年 4 月 1 日の施行を予定しています。

※ただし、改正案第 12 条「災害時要援護者対策」の規定は、別途規則で定める日から施行します。

## 条例改正案・現行条例対照表

別紙

区分注：新→新設 改→改正、順番変更 削→削除 無印→修正なし

区分	改正案	現行
	第1章（総則）	第1章（総則）
改	第1条（目的）	第1条（目的）
改	第2条（定義）	第2条（定義）
新	第3条（基本理念等）	<u>（新規）</u>
	第2章（市の責務）	第2章（市の責務）
改	第4条（市の基本的責務）	第3条（市の基本的責務）
改	第5条（横浜市防災計画の実施）	第4条（横浜市防災計画の実施）
改	第6条（職員の責務等）	第5条（職員の責務等）
	第3章（市民の責務）	第3章（市民の責務）
改	第7条（市民の基本的責務）	第6条（市民の基本的責務）
削	<u>（前条に統合）</u>	第7条（防災訓練等の参加等）
	第4章（事業者の責務）	第4章（事業者の責務）
改	第8条（事業者の基本的責務）	第8条（事業者の基本的責務）
削	<u>（前条に統合）</u>	第9条（防災訓練等の参加の機会の提供）
改	第9条（特定事業者の防災計画）	第10条（防災計画）
改	第5章 （予防対策及び応急対策）	第5章 （震災の予防及び震災が発生した場合の措置）
改	第10条（観測体制の充実等）	第11条（観測体制の充実等）
改	第11条（情報の提供等）	第12条（情報の提供等）
改	第12条（災害時要援護者対策）	第13条（高齢者等に対する配慮等）
改	第13条（ボランティア活動の推進）	第14条（ボランティア活動の推進）
	第14条（協定の締結）	第15条（協定の締結）
改	第15条（地震に強い都市づくりの推進）	第19条（地震に強い都市づくりの推進）
改	第16条（地域防災拠点の整備等）	第16条（地域防災拠点の整備等）
改	第17条（応急的な医療を提供することができる体制の整備等）	第17条 <u>（地域医療救護拠点の整備）</u>

区分注：新→新設 改→改正、順番変更 削→削除 無印→修正なし

区分	改正案	現行
新	第18条（液状化対策）	（新規）
新	第19条（崖防災対策）	（新規）
新	第20条（津波避難対策）	（新規）
新	第21条（帰宅困難者対策）	（新規）
新	第22条（地震による火災への対策）	（新規）
削	（前条に統合）	第20条（不燃化の促進）
改	第23条（広域避難場所の確保）	第18条（広域避難場所の確保）
改	第24条（既存建築物の安全性の向上）	第21条（既存建築物の安全性の向上）
改	第25条（落下対象物の安全性の確保）	第22条（落下対象物の安全性の確保）
改	第26条 （震災対策の拠点となる施設の安全性の向上）	第23条 （震災対策の拠点となる施設の安全性の向上）
改	第27条（緊急輸送路の指定）	第24条（緊急輸送路の指定）
改	第28条（緊急輸送の確保）	第25条（緊急輸送の確保）
改	第29条（海上輸送の確保）	第26条（海上輸送の確保）
改	第30条（航空輸送の確保）	第27条（航空輸送の確保）
新	第31条（空地等の把握及び提供の協力）	（新規）
改	第32条（土地の一時使用の協力）	第28条（空地の一時使用の協力）
削	（削除）	第29条（応急危険度判定の実施）
	第33条（国、他の地方公共団体等との協力）	第30条（国、他の地方公共団体等との協力）
新	第6章（復旧対策及び復興対策）	
新	第34条（復旧対策）	（新規）
新	第35条（復興対策）	（新規）
	第7章（雑則）	第6章（雑則）
改	第36条（補償等）	第31条（補償等）
	第37条（委任）	第32条（委任）

改正案		現行	
第1章（総則）		第1章（総則）	
第1条 （目的）	この条例は、 <u>震災対策について、基本理念を定め、横浜市（以下「市」という。）</u> 、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、 <u>震災の予防対策、応急対策、復旧対策及び復興対策について定めることにより、震災対策の推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。</u>	第1条 （目的）	この条例は、震災対策における横浜市（以下「市」という。） <u>、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、震災の予防、震災が発生した場合の措置等について定めることにより、震災対策の推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。</u>
第2条 （定義）	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>震災</u> <u>地震により発生する被害をいう。</u> (2) <u>震災対策</u> <u>地震により発生し得る被害を最小限とするための予防対策、地震が発生した場合における被害の拡大を防ぐための応急対策、地震により被害を受けた社会基盤等の早期の回復を図るための復旧対策並びに地震により被害を受けた市民生活、経済活動等の再建及び都市の安全性の向上を図るための復興対策をいう。</u> (3) <u>自主防災組織</u> <u>自治会、町内会その他の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。</u> (4) <u>地域防災拠点</u> <u>あらかじめ市長が指定する小学校、中学校その他の震災が発生した場合における避難場所としての施設機能</u>	第2条 （定義）	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>震災</u> <u>地震の発生により生ずる被害をいう。</u> (2) <u>震災対策</u> <u>震災を未然に防止し、地震が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び震災の復旧を図ることをいう。</u> (3) <u>応急危険度判定</u> <u>震災を受けた建築物について、余震等による当該建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、又は震災を受けた宅地について、余震等によるがけ、擁壁等の崩壊から生ずる二次災害を防止するため、震災を受けた建築物又は宅地の危険度を応急的に判定することをいう。</u>



	<u>を有すると認められる施設で、避難場所、情報受伝達を行うための拠点及び防災資機材等の備蓄場所として整備するものをいう。</u>		
第 3 条 (基本理念等)	市、市民及び事業者は自助、共助及び公助の考え方にに基づき、それぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として震災対策に取り組まなければならない。 2 市は、前項の基本理念にのっとり、市民及び事業者の自助及び共助の意識を高め、震災に強い人と地域をつくるため、市民憲章を制定するものとする。		(新規)
第 2 章 (市の責務)		第 2 章 (市の責務)	
第 4 条 (市の基本的責務)	市は、市民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を挙げて震災対策を講ずるとともに、自主防災組織の充実を図るよう努めなければならない。	第 3 条 (市の基本的責務)	市は、市民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を挙げて震災対策を講ずるとともに、 <u>市民の自主防災組織の充実を図るよう努めるものとする。</u>
第 5 条 (横浜市防災計画の実施)	市は、横浜市防災計画(災害対策基本法第 42 条の規定に基づき横浜市防災会議が作成する地域防災計画をいう。)に基づき、震災対策の的確かつ円滑な実施を推進するものとする。 2 市は、前項の横浜市防災計画には、 <u>減災(地震により発生し得る被害を軽減することをいう。)</u> 並びに <u>早期の復旧及び復興を実現するための目標を設定し、その実施を推進するものとする。</u> 3 第 1 項の規定により震災対策を推進するため、 <u>区長は、各区の地域性に応じて区別防災計画を作成し、その実施を推進するもの</u>	第 4 条 (横浜市防災計画の実施)	市は、横浜市防災計画(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき横浜市防災会議が作成する地域防災計画をいう。)に基づき、震災対策の的確かつ円滑な実施を推進するものとする。 2 <u>前項の規定により震災対策を推進するため、区長は、各区の地域性に応じて区別防災計画を作成し、その実施に努めるものとする。</u> 3 市は、前 2 項の規定により震災対策を推進するに当たっては、 <u>必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</u>

	とする。 4 市は、前3項の規定により震災対策を推進するに当たっては、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。		
第6条(職員の責務等)	職員は、常に震災対策に関する知識及び技術の習得に努め、地震が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、あらかじめ定められた配備計画に基づき、直ちに、それぞれの配置に就いて震災対策に関する事務に従事し、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 2 市は、震災対策の的確かつ円滑な実施を推進するため、職員に対し、防災訓練、防災教育等(以下「防災訓練等」という。)を行うものとする。	第5条(職員の責務等)	職員は、常に震災対策に関する知識の習得に努め、地震が発生したときは、あらかじめ定められた配備計画に基づき、直ちに、それぞれの配置に就いて震災対策に関する事務に従事し、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 2 市は、震災対策に関する事務の的確かつ円滑な実施を推進するため、職員に対し、防災訓練及び応急手当に関する講習その他の防災に関する研修等(以下「防災訓練等」という。)を行うものとする。
第3章(市民の責務)		第3章(市民の責務)	
第7条(市民の基本的責務)	市民は、防災訓練等に積極的に参加し、震災対策に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。 2 市民は、その所有し、又は占有する建築物の安全性の向上、食料、飲料水等生活必需品の備蓄その他の震災に備えるための手段を講ずるよう努めなければならない。 3 市民は、市の実施する震災対策に対し、積極的に協力するよう努めるとともに、相互に連携を図り、自主防災組織に参加する等地域における震災対策の推進に努めなければならない。	第6条(市民の基本的責務)	市民は、平素から震災対策に関する知識の習得に努めるとともに、その所有し、又は占有する建築物の安全性の向上、食料、飲料水等生活必需品の備蓄その他の震災に備えるための手段を講ずるよう努めなければならない。 2 市民は、震災対策において、相互に連携を図るとともに、市の実施する震災対策に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。 3 市民は、自主防災組織に参加する等地域における震災対策に関する活動の推進に努めなければならない。

第 7 条 (防災訓練等の参加等)	(前条に統合)	第 7 条 (防災訓練等の参加等)	市民は、防災訓練等に積極的に参加し、習得した震災対策に関する実践的かつ効果的な知識、技能等を震災時に発揮できるよう努めなければならない。
第 4 章 (事業者の責務)		第 4 章 (事業者の責務)	
第 8 条 (事業者の基本的責務)	<p>事業者は、従業員等が震災対策に関する知識及び技術を習得することができるよう、防災訓練等に参加することができる機会を提供するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、その社会的責任に基づき、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の地震に対する安全性の確保、食料、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備その他の震災対策の推進を図らなければならない。</p> <p>3 事業者は、市の実施する震災対策に対し、積極的に協力するよう努めるとともに、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等との連携に努めなければならない。</p>	第 8 条 (事業者の基本的責務)	<p>事業者は、その社会的責任に基づき、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の地震に対する安全性の確保、食料、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資材及び機材の整備その他の震災対策の推進を図らなければならない。</p> <p>2 事業者は、震災対策において、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るとともに、市の実施する震災対策に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。</p>
第 9 条 (防災訓練等の参加の機会の提供)	(前条に統合)	第 9 条 (防災訓練等の参加の機会の提供)	事業者は、従業員等が震災対策に関する知識又は技術を習得できるように、防災訓練等に参加できる機会を提供するよう努めなければならない。
第 9 条 (特定事業者の防災計画)	修正なし	第 10 条 (防災計画)	震災対策を特に必要とする施設等を設置している事業者で規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、規則で定める事項について、防災計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進しなければならない。

			<p>ならない。</p> <p>2 特定事業者は、前項の規定により防災計画を作成したときは、これを市長に届け出るとともに、その実施状況を市長に報告しなければならない。</p> <p>3 特定事業者は、前項の規定により届け出た防災計画が適当でなくなったときは、直ちに、これを変更し、市長に届け出なければならない。</p>
第5章（予防対策及び応急対策）		第5章（震災の予防及び震災が発生した場合の措置）	
第10条（観測体制の充実等）	市は、震災対策を科学的かつ計画的に行うため、地震に関する観測体制を充実させるとともに、国、神奈川県（以下「県」という。）、防災研究機関等と連携し、震災に関する資料の収集及び分析、調査研究等に努めなければならない。	第11条（観測体制の充実等）	市は、震災対策を科学的かつ計画的に行うため、地震に関する観測体制を充実させるとともに、国、神奈川県（以下「県」という。）、防災研究機関等と連携し、震災に関する資料の収集及び分析、調査研究等に努めるものとする。
第11条（情報の提供等）	市は、地震に関する観測、資料の収集及び分析、調査研究等の結果について、市民、事業者、関係機関等に的確に提供するとともに、市における震災対策等の状況に関し、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。	第12条（情報の提供等）	市長は、地震に関する観測、資料の収集及び分析、調査研究等の結果について、市民、事業者、関係機関等に的確に提供するとともに、市における震災対策等の状況に関し、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。
第12条（災害時要援護者対策）	市は、高齢者、障害者その他の地震が発生した場合の対応に困難を伴うことが予想される者（以下「災害時要援護者」という。）について、安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備するとともに、平素から地域の自主的な支え合いの取組を支援するものとする。 2 市長は、前項の取組を支援す	第13条（高齢者等に対する配慮等）	市は、高齢者、心身障害者その他の地震が発生した場合の対応に困難を伴うことが予想される者について、避難誘導、救出救助等に関し配慮した震災対策を講ずるとともに、これらの者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

	<p><u>るため、災害時要援護者のうち規則で定める者に係る個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）第 2 条第 3 項に規定する保有個人情報のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）について、自主防災組織及び規則で定めるものに対し、あらかじめ提供をすることができる。</u></p> <p><u>3 市長は、個人情報については、あらかじめ当該災害時要援護者のうち規則で定める者が前項の提供を拒否する場合には、同項の規定にかかわらず、当該提供をすることができない。</u></p> <p><u>4 市長は、個人情報については、第 1 項の取組を行うもの以外のものに提供してはならない。</u></p> <p><u>5 第 2 項の規定により個人情報の提供を受けたものは、当該情報を第 1 項の取組以外の目的に利用してはならず、当該情報の漏えいを防止し、当該情報を規則で定めるところにより適正に取り扱わなければならない。</u></p>		
第 13 条（ボランティア活動の推進）	市は、ボランティア団体との連携を図り、震災が発生した場合においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努めなければならない。	第 14 条（ボランティア活動の推進）	市は、ボランティア団体との連携を図り、震災が発生した場合においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努めるものとする。
第 14 条（協定の締結）	修正なし	第 15 条（協定の締結）	市は、震災が発生した場合において、食料、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に関する工事の施工等が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、関係事業者等と協定を締結するものとする。

<p>第 15 条(地震に強い都市づくりの推進)</p>	<p>市は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 5 項に規定する都市施設の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強い都市づくりの推進に努めなければならない。</p>	<p>第 19 条(地震に強い都市づくりの推進)</p>	<p>市は、都市計画に基づく都市施設の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強い都市づくりの推進に努めるものとする。</p>
<p>第 16 条(地域防災拠点の整備等)</p>	<p>市は、地域防災拠点において、避難生活に必要な物資の備蓄並びに避難の実施に必要な施設及び設備の整備に努めるとともに、地域の住民、職員等からなる地域防災拠点運営委員会を支援するものとする。</p>	<p>第 16 条(地域防災拠点の整備等)</p>	<p>市は、地域防災拠点(震災が発生した場合における避難場所として、あらかじめ市長が指定する小学校及び中学校をいう。以下同じ。)において、避難生活に必要な物資の備蓄並びに避難の実施に必要な施設及び設備の整備に努めるとともに、自主防災組織による地域防災拠点の運営体制の確立を支援するものとする。</p>
<p>第 17 条(応急的な医療を提供することができる体制の整備等)</p>	<p>市は、震災の発生に備えて、応急的な医療を提供することができる体制を整備し、並びに医薬品並びに医療用の資材及び器材を備蓄するとともに、県、医療関係団体等との連携に努めなければならない。</p>	<p>第 17 条(地域医療救護拠点の整備)</p>	<p>市は、地域医療救護拠点(震災が発生した場合における応急医療を行う場所として、あらかじめ市長が指定する小学校及び中学校をいう。)において、適切な応急医療が実施できるよう医薬品の備蓄並びに医療用の器具及び機材の整備を行うよう努めるものとする。</p>
<p>第 18 条(液状化対策)</p>	<p>地盤の液状化による被害の発生(以下「液状化」という。)の可能性が高いと予測される土地の所有者、占有者又は管理者は、液状化対策を講ずるよう努めるものとする。 2 市長は、液状化の可能性が高いと予測される土地の所有者、占有者又は管理者が液状化対策を講ずることができるよう、液状化の可能性が高いと予測される地域を周知するものとする。</p>		<p>(新規)</p>

<p>第 19 条 (崖防災 対策)</p>	<p>崖の所有者、占有者又は管理者は、震災の発生に備えて、崖の防災対策に努めるものとする。</p> <p>2 市は、崖の所有者、占有者又は管理者が実施する崖を改善する工事を促進し、地震に対する崖の防災対策の推進に努めなければならない。</p>		<p>(新規)</p>
<p>第 20 条 (津波避難対策)</p>	<p>市は、市民が迅速かつ適切に津波からの避難行動をとることができるよう、津波からの避難対策を推進するものとする。</p> <p>2 市民は、津波警報等の情報に基づいて自らの判断で避難することができるよう、津波からの避難に関する知識の習得並びに避難経路及び避難場所の確認に努めるものとする。</p> <p>3 津波により浸水すると予測される地域の周辺に事業所を設置している事業者は、津波警報等の情報に基づいて避難が行われるよう、従業員等への教育、避難場所の確保等を図るよう努めるとともに、当該津波からの避難者の受入れに努めるものとする。</p>		<p>(新規)</p>
<p>第 21 条 (帰宅困難者対策)</p>	<p>市は、震災が発生した場合において、帰宅困難者（地震の発生時に外出している者のうち、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない者（近距離を徒歩で帰宅する者を除く。）及び遠距離を徒歩で帰宅する者をいう。以下同じ。）の発生による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者が一斉に帰宅することの抑制、帰宅困難者に対する支援等の対策を推進するものとす</p>		<p>(新規)</p>

	<p>る。</p> <p>2 市民は、震災が発生した場合において、公共交通機関が運行を停止し、当分の間、その復旧の見通しが立たないときは、むやみに移動を開始しないよう努めるとともに、市及び事業者が行う帰宅困難者対策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、震災が発生した場合において、公共交通機関が運行を停止し、当分の間、その復旧の見通しが立たないときは、従業員等が当該事業者の施設内に待機することができるよう、当該施設の耐震化等従業員等が安全に待機することができる環境を整備し、従業員等が一斉に帰宅することの抑制に努めるとともに、市が行う帰宅困難者対策に協力するよう努めるものとする。</p>		
<p>第 22 条 (地震による火災への対策)</p>	<p>市は、地震により火災が発生した場合における当該火災による被害の拡大を防止するため、主要な道路の周辺等において建築物等の不燃化の促進に努めなければならない。</p> <p>2 市は、地震により火災が発生した場合における当該火災による被害の拡大を防止するため、市民及び事業者に対し、出火の防止及び初期消火に関する知識及び技術を習得する機会を提供するものとする。</p> <p>3 市民及び事業者は、出火の防止及び初期消火に関する知識及び技術を習得し、地震による火災の発生及び延焼の防止に努める</p>		<p>(新規)</p>



	<u>ものとする。</u>		
第 20 条 (不燃化 の促進)	(前条に統合)	第 20 条 (不燃化 の促進)	市は、地震により火災が発生した場合における当該火災による被害の拡大を防止するため、 <u>主要な道路の周辺で市長が指定する区域における建築物等の不燃化の促進に努めるものとする。</u>
第 23 条(広域避難場所の確保)	市は、地震により大規模な火災が発生した場合において、 <u>火災の輻(ふく)射熱及び煙から市民の生命及び身体を守るために数時間程度の避難をする場所として、広域避難場所を確保するよう努めなければならない。</u> 2 市長は、前項の広域避難場所を確保したときは、標識の設置等の方法により、当該広域避難場所の位置その他必要な事項を市民に周知するものとする。	第 18 条(広域避難場所の確保)	市は、地震により大規模な火災が発生した場合に避難する場所として、広域避難場所を確保するよう努めるものとする。 2 市長は、前項の広域避難場所を確保したときは、標識の設置等の方法により、当該広域避難場所の位置その他必要な事項を市民に周知するものとする。
第 24 条(既存建築物の安全性の向上)	既存建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)の所有者は、当該既存建築物の地震に対する安全性を向上させるため、当該既存建築物について耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。)を受けるとともに、必要に応じ、当該既存建築物について耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした改修をいう。以下同じ。)を行うよう努めなければならない。 2 市は、既存建築物の地震に対する安全性を向上させるため、耐	第 21 条(既存建築物の安全性の向上)	既存建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)の所有者は、当該既存建築物の地震に対する安全性を向上させるため、当該既存建築物について耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。)を受けるとともに、必要に応じ、当該既存建築物について耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした改修をいう。以下同じ。)を行うよう努めなければならない。 2 市は、既存建築物の地震に対する安全性を向上させるため、耐

	震診断及び耐震改修の普及及び啓発に努めなければならない。		診断及び耐震改修の普及及び啓発に努めるものとする。
第 25 条(落下対象物の安全性の確保)	建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物(以下「広告塔等」という。)の所有者又は管理者は、地震により落下対象物(建築物の屋外に設置された設備機器、外壁のタイル、屋外に面しているガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。)が落下することを防止するため、当該落下対象物について、定期的に点検し、落下の防止に努めなければならない。 2 市は、地震により落下対象物が落下することを防止するため、落下対象物の実態について調査するとともに、落下対象物の安全性の確保に関する啓発に努めなければならない。	第 22 条(落下対象物の安全性の確保)	建築物又は広告塔、装飾塔、広告板その他建築物の屋外に取り付けられている物(以下「広告塔等」という。)の所有者又は管理者は、地震により落下対象物(建築物の屋外に設置された設備機器、外壁のタイル、屋外に面しているガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。)が落下することを防止するため、当該落下対象物について、定期的に点検し、落下の防止に努めなければならない。 2 市は、地震により落下対象物が落下することを防止するため、落下対象物の実態について調査するとともに、落下対象物の安全性の確保に関する啓発に努めるものとする。
第 26 条(震災対策の拠点となる施設の安全性の向上)	市は、震災対策の拠点となる市庁舎、区庁舎、消防署、医療活動の中心となる病院、地域防災拠点その他の施設について、地震に対する安全性の向上を図るものとする。	第 23 条(震災対策の拠点となる施設の安全性の向上)	市は、震災対策の拠点となる市庁舎、区庁舎、消防署、医療活動の中心となる病院、地域防災拠点その他の施設について、地震に対する安全性の向上を図るよう努めるものとする。
第 27 条(緊急輸送路の指定)	市長は、震災が発生した場合において、消火、救出救助その他の応急対策を行う車両(以下「緊急車両」という。)の通行を確保するため、あらかじめ、緊急車両が通行する道路の指定を行うものと	第 24 条(緊急輸送路の指定)	市長は、震災が発生した場合において、消火、救出救助その他の応急対策を行う緊急車両の通行を確保するため、あらかじめ、当該緊急車両が通行するための道路の指定を行うものとする。

	<p>する。</p> <p>2 市長は、前項の規定により指定した道路（以下「緊急輸送路」という。）について、その路線名及び区間を市民、関係機関等に周知するものとする。</p>		<p>2 市長は、前項の規定により指定した道路（以下「緊急輸送路」という。）について、その路線名及び区間を市民、関係機関等に周知するものとする。</p>
<p><u>第 28 条</u>（緊急輸送の確保）</p>	<p>市長は、震災が発生した場合においては、直ちに、緊急輸送路について緊急車両の通行を確保するための調整を国、県、事業者等と行うものとする。</p> <p>2 市長は、緊急輸送路について、歩行者又は車両の通行の禁止又は制限が行われたときは、当該禁止又は制限に係る対象、道路の区間等を市民に周知し、緊急輸送の確保に努めなければならない。</p> <p>3 市民は、緊急輸送の確保について、協力しなければならない。</p>	<p><u>第 25 条</u>（緊急輸送の確保）</p>	<p>市長は、震災が発生した場合においては、直ちに、緊急輸送路について緊急車両の通行を確保するための調整を国、県、事業者等と行うものとする。</p> <p>2 市長は、緊急輸送路について、歩行者又は車両の通行の禁止又は制限が行われたときは、当該禁止又は制限に係る対象、道路の区間等を市民に周知し、緊急輸送の確保に努めるものとする。</p> <p>3 市民は、緊急輸送の確保について、協力しなければならない。</p>
<p><u>第 29 条</u>（海上輸送の確保）</p>	<p>市は、震災が発生した場合における海上輸送を確保するため、岸壁等の耐震化に努めなければならない。</p>	<p><u>第 26 条</u>（海上輸送の確保）</p>	<p>市は、震災が発生した場合における海上輸送を確保するため、岸壁等の耐震化に努めるものとする。</p>
<p><u>第 30 条</u>（航空輸送の確保）</p>	<p>市は、震災が発生した場合における航空輸送を確保するため、ヘリコプターの臨時の離着陸場の確保に努めなければならない。</p>	<p><u>第 27 条</u>（航空輸送の確保）</p>	<p>市は、震災が発生した場合における航空輸送を確保するため、ヘリコプターの臨時の離着陸場の確保に努めるものとする。</p>
<p><u>第 31 条</u>（空地等の把握及び提供の協力）</p>	<p>市は、平素から災害廃棄物（震災により発生した廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）をいう。）の仮置き、応急仮設住宅の</p>		<p>（新規）</p>

	<p><u>建設等の用に供することができる土地（以下「空地等」という。）の所在を把握するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 空地等の所有者、占有者又は管理者は、震災が発生した場合において、当該空地等の提供に関し協力するよう努めるものとする。</u></p>		
<p>第32条（<u>土地の一時使用の協力</u>）</p>	<p><u>土地の所有者、占有者又は管理者は、震災が発生し、応急措置を実施するため緊急の必要がある場合において、市長又は市長が必要があると認める者が次に掲げる土地の一時使用を行おうとするときは、これに協力しなければならない。</u></p> <p>(1) 緊急車両の通行を阻害する道路上の障害物を保管することを目的とする<u>土地の一時使用</u></p> <p>(2) 道路を応急に復旧することを目的とする<u>土地の一時使用</u></p> <p>(3) 消火、救出救助、医療救護その他の応急対策を行うヘリコプターが臨時に離着陸することを目的とする<u>土地の一時使用</u></p>	<p>第 28 条（<u>空地の一時使用の協力</u>）</p>	<p><u>広場その他の空地（以下「空地」という。）の所有者、占有者又は管理者は、震災が発生した場合において、市長又は市長が必要があると認める者が次に掲げる空地の一時使用をしようとするときは、これに協力しなければならない。</u></p> <p>(1) 緊急車両の通行を阻害する道路上の障害物を保管することを目的とする<u>空地の一時使用</u></p> <p>(2) 道路を応急に復旧することを目的とする<u>空地の一時使用</u></p> <p>(3) 消火、救出救助、医療救護その他の応急対策を行うヘリコプターが臨時に離着陸することを目的とする<u>空地の一時使用</u></p> <p><u>2 市は、前項の規定による空地の一時使用を円滑に推進するため、空地の所在を調査し、当該空地の所有者、占有者又は管理者にあらかじめ協力を依頼する等により、その確保に努めるものとする。</u></p>
<p>第 29 条（<u>応急危険度判定の実施</u>）</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>第 29 条（<u>応急危険度判定の実施</u>）</p>	<p><u>市長は、震災が発生した場合において、応急危険度判定を行う必要があると認めるときは、応急危険度判定を行う資格を有する者に対し、応急危険度判定の業務に従事するよう要請するものとする。</u></p>

			<p>2 <u>前項の要請を受けて応急危険度判定の業務に従事する者は、当該業務に必要な限度において、震災を受けた建築物又は宅地に立ち入って調査することができる。</u></p> <p>3 <u>震災を受けた建築物又は宅地の所有者、占有者又は管理者は、応急危険度判定に協力しなければならない。</u></p> <p>4 <u>応急危険度判定を受けた者は、当該応急危険度判定の結果に基づき、避難、建築物の補強その他の適切な対応を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>市は、応急危険度判定の実施体制の充実を図るとともに、応急危険度判定が円滑に実施されるよう、その啓発に努めるものとする。</u></p>
第 33 条(国、他の地方公共団体等との協力)	修正なし	第 30 条(国、他の地方公共団体等との協力)	<p>市長は、震災が発生した場合において、消火、救出救助、医療救護その他の応急対策の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、迅速かつ的確な協力の要請を行うものとする。</p> <p>2 市長は、他の地方公共団体から、震災が発生した場合における応急対策の実施について協力の要請があったときは、積極的かつ迅速にこれに応ずるものとする。</p>
<b>第 6 章 (復旧対策及び復興対策)</b>			
第 34 条 (復旧対策)	市、道路管理者(道路法昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項に規定する道路管理者をいう。)及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む事業者		(新規)

	<p><u>は、地震により重大な被害が発生した場合には、相互に連携するとともに、それぞれの組織及び機能を挙げて社会基盤の早期の復旧を図るものとする。</u></p> <p><u>2 事業者は、地震により重大な被害が発生した場合は、その組織及び機能を挙げて、その管理する施設及び設備の早期の復旧並びに事業の早期の再開に努めるものとする。</u></p>		
<p><u>第 35 条</u> <u>(復興対策)</u></p>	<p><u>市は、地震により重大な被害が発生した場合は、震災復興基本計画を策定し、市民生活、経済等の再生及び安定並びに都市の安全性の向上に配慮した復興対策を実施するものとする。</u></p> <p><u>2 市は、地震により重大な被害が発生した場合は、国、県、防災関係機関等と連携を図るとともに、市民及び事業者による復興を支援するものとする。</u></p> <p><u>3 市民は、地震により重大な被害が発生した場合は、相互に助け合い、自らの生活の再建に努めるものとする。</u></p> <p><u>4 事業者は、地震により重大な被害が発生した場合は、事業の継続又は事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。</u></p>		<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>第 7 章 (雑則)</u></p>		<p><u>第 6 章 (雑則)</u></p>	
<p><u>第 36 条</u> <u>(補償等)</u></p>	<p><u>市長は、第 14 条の協定に係る業務に従事した者が、その業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、</u></p>	<p><u>第 31 条 (補償等)</u></p>	<p><u>市長は、第 15 条の協定に係る業務又は第 29 条の応急危険度判定の業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、</u></p>

	<p>労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、当該業務に従事した者に、横浜市消防団員等公務災害等補償条例(平成 9 年 10 月横浜市条例第 60 号)中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うことができる。</p> <p>2 市長は、<u>第 14 条</u>の協定に係る業務に従事した者が、<u>その業務</u>を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合(当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。</p>		<p>又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、当該業務に従事した者に、横浜市消防団員等公務災害等補償条例(平成 9 年 10 月横浜市条例第 60 号)中応急措置従事者に係る補償の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うことができる。</p> <p>2 市長は、<u>第 15 条</u>の協定に係る業務又は<u>第 29 条</u>の応急危険度判定の業務に従事した者が、<u>それらの業務</u>を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合(当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。</p>
<p><u>第 37 条</u> (委任)</p>	<p>修正なし</p>	<p><u>第 32 条</u> (委任)</p>	<p>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>